

商店街社会課題チャレンジ事業

募 集 案 内

子育て世代への支援や宅配事業、脱炭素化に関する取組など、地域・社会における課題について、商業活動の中で解決していくことで、SDGs（持続可能な開発目標＜参考＞参照）の実現につながる商店街の取組を募集します。

募集締切：令和4年6月30日（木）

※2年度目申請については随時受付・審査いたします。

1 補助概要

(1) 応募できる方

市内各商店会、区商店街連合会、実行委員会を対象とします。

(2) 対象となる事業

- ・地域・社会の課題解決に主体的かつ継続的に取り組む事業
- ・事業を通して、SDGs の 17 の目標（＜参考＞参照）のうち、複数の実現につながる事業

※国、県等から同趣旨の補助金を受ける事業は補助の対象外とします。

(3) 補助対象期間

補助金の交付決定を受けた日～令和5年3月31日（金）

2 支援内容

(1) 補助率・補助限度額（1申請者につき1回のみ申請可能）

事業年度 ※1 内容	1年度目	2年度目 ※2	3年度目 ※2
補助率	1/2、脱炭素化に関する取組※3については2/3		
補助限度額	100万円	50万円	25万円

※1 要綱第10条第2項に規定する交付決定を最初に受けた年度を、事業年度の1年度目としその翌年度を2年度目、さらにその翌年度を3年度目とします。

※2 3年度目まで申請することが可能ですが2年度目及び3年度目の補助金については、当該年度の横浜市一般会計予算が成立することが条件となります。

※3 日本では、2050年までに脱炭素社会（=温室効果ガス排出量が実質ゼロになった社会）の実現を、横浜市は脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」を目指しています。その後押しとなるような脱炭素化に関する取組の場合、補助率が2/3となります。

(2) 補助対象経費

補助対象事業を実施するために直接必要と認められる下記経費区分に該当するもので、補助金交付決定を受け、補助対象期間中に履行確認でき、支出される経費です。

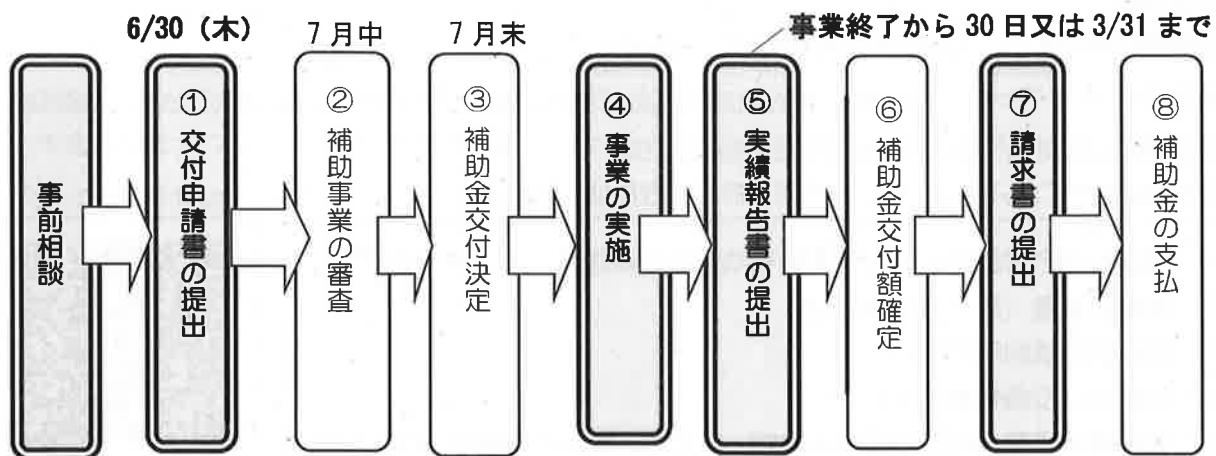
経費区分	内容
広告等製作費・広告料	チラシ・ポスター・マップ等製作、印刷費、WEB ページ制作、WEB ページ運営費、折り込み料等
謝金・報償費	事業実施への協力者に対する謝金、謝礼品購入費 【対象とならない経費】商店会会員・家族・従業員への支払い
備品費	事業実施に必要となる備品の購入代 ※単価が3万円以上（税抜）のもの
委託費	イベントの運営、事務局の運営等 ※いずれも専門業者に委託する場合に限る
保険料	イベント・催し等に関する損害保険料、機材等の保険料
使用料	機材等の使用料、レンタル料、会場の使用料 ※ただし、模擬店等で使用する機材は飲食物等を無償提供する場合に限り対象とする。
車両購入費	【補助対象者は、法人格を有する団体に限る】 事業の実施に必要な車両を購入する費用。 ただし、軽車両を購入する場合はこの限りでない。
車両改造費	【補助対象者は、法人格を有する団体に限る】 事業実施のために車両を改造するための費用 専ら事業の実施のために使用することとし、目的外使用は認めない。

留意事項 次に掲げる経費は、補助の対象としません。

- ・ 光熱費、通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）
 - ・ 交通費
 - ・ 単価が3万円未満の物品
 - ・ 食糧費
 - ・ 酒類
 - ・ スキルアップ、能力開発のための研修参加費
 - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・ 各種間接手数料
 - ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
 - ・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費
- ※その他、定めのない経費の支出については、個別に審査します。

3 選考について

(1) 応募から補助金交付までの流れ（青枠：申請者/白枠：横浜市）



※ 交付申請いただいた事業計画等をもとに補助事業の審査を実施します。④以降の手続は、選考された方のみ必要となります。

※ 予算の上限に達した場合は、評価点上位の団体から採択します。

留意事項

- 事業計画が認定された場合、4月分からの費用を対象とすることができる場合があります。
- 2年度目申請については、随時受付・審査いたします。

(2) 事業計画審査基準

要綱に定められた以下の評価項目・基準に基づき審査します。

項目	評価の視点	配点
事業内容と実行性	・実施可能なスケジュールが立てられているか。 ・事業の実施方法が明確か。	5点×2
SDGsの該当性	・SDGsの17の目標の複数を事業目標として掲げ、達成に向けた取組か。	5点
課題認識	・地域・社会の現状を正しく理解し反映しているか。 ・根拠となるデータや意見等を収集・把握した上で、課題を明確に理解し反映しているか。 ・具体的な目標を立てているか。	5点
期待される効果	・課題に対して効果的な取組か。 ・商店街の活性化につながる取組か。 ・波及効果が期待できるか。	5点
継続性	・翌年度以降に向けて、継続的に実施する取組か。 ・継続することで、事業が発展することが見込めるか。	5点
収支計画の妥当性	・収支計画が妥当か。	5点×2
合計		40点

加点（特筆すべき項目のある優れた取組の場合、上記合計に加点）	2点
--------------------------------	----

※ 脱炭素に該当する取組としての申請は、別途その妥当性について審査を行います。

※ 上記、合計点に加点を足した評価点が基準点（合計24点）に達しない場合は不採択とします。予算の上限に達した場合は、評価点上位の団体から採択します。

4 応募方法

(1) 提出書類

下記書類を作成し、郵送又は持参にてご提出ください。

※横浜市ホームページ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/shotengai/shakaikadai/syakaikadai.html>) から、様式をダウンロードすることができます。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

横浜市ホームページ

- (1) 商店街社会課題チャレンジ事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第1号様式の2）
- (3) 定款又は規約等の写し
- (4) 会員及び役員名簿の写し
- (5) 見積書等経費の内訳がわかる書類。ただし、1件の金額が100万円以上になる場合は、2者以上の市内事業者から徴収した見積書等の写し及び市内事業者であることを証する書類又はその写し
- (6) その他市長が必要と認める書類



(2) 提出先

【郵送・持参】

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎31階）

横浜市経済局商業振興課「商店街社会課題チャレンジ事業」担当

（問合せ）

横浜市経済局商業振興課「商店街社会課題チャレンジ事業」担当

電話：045-671-3488 / FAX：045-664-9533

Eメール：ke-syogyo@city.yokohama.jp

(3) 提出期限

令和4年6月30日（木）

<参考>

◆ 脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」とは ◆

パリ協定採択後、深刻化する気候変動の影響等を踏まえ、脱炭素化という高い目標のゴールを表す言葉を「Zero Carbon Yokohama」としています。

脱炭素社会の実現に向けて、再エネ・省エネに向けた取組や、CO₂削減を目指す「カーボンリサイクル」の活動等が、これに該当します。

（事業例）商店街で取り組むエコ活動に協力した商店街利用者向けにエコポイントカードを発行し、地域ぐるみで脱炭素化を促進する。

◆ SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは ◆

2015年9月に国連持続可能な開発サミット2015で採択された、2030年までの開発目標です。17の目標があり、世界を誰一人として取り残さない持続可能なものに変革することを目指しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs 17 の目標



目標1（貧困）	あらゆる場所の、あらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人々に包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の、水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（パートナーシップで目標達成）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する。